

NAGO CITY



ANNIVERSARY

名護市地域包括支援センター拡充及び機能強化について

～第8次あけみお福祉プランの着実な推進に向けて～

令和2年1月16日 介護長寿課

背景

国の動向

- ・国は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、地域での包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しており、日常生活圏域（概ね30分以内に必要なサービスが提供される範囲）を単位として構築することを想定している。
- ・地域包括ケアシステムにおいて、高齢者やその家族に対する相談支援、関連機関や事業所間の連携体制構築を行うなどの中核的役割を担う機関が地域包括支援センターである。

地域包括ケアシステムのイメージ



名護市の現状と今後の取組方針

- ・令和7年には、人口のおよそ4人に1人は高齢者になると見込まれ、地域包括ケアシステムの構築・深化が急務となっている。
- ・本島内で最も広い面積と多様な地域性を有しているにもかかわらず、センターの設置が1か所にとどまっているため、日常生活圏域単位のきめ細やかな取組を行うことが困難である。
- ・そのような課題を踏まえ、平成30年3月に策定された第8次あけみお福祉プラン（名護市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画：平成30年度～平成32年度）において、地域包括ケアシステムの構築・深化を図るため、地域包括支援センターの拡充及び機能強化を進めるとしている。

第8次あけみお福祉プランの着実な推進に向けた地域包括センターの拡充及び機能強化について、次に掲げる事項を基本方針として取り組む。

日常生活圏域単位のきめ細やかな取組が可能であること。

センターの機能を最大限に発揮できる運営が可能であること。

センター拡充及び機能強化のための具体的方策

適正配置の推進

地域包括ケアシステムの構築・深化を推進するため、2種類のセンター（地域型、基幹型）を整備するものとする。

【地域型センター】

日常生活圏域単位のきめ細やかな取組を行うことを目的に、圏域内の高齢者やその家族、関連機関・事業所等を支援するセンターを圏域ごとに設置する。

設置予定の地域型センターは、下表参照

【基幹型センター】

地域型センター間の総合調整や介護予防に関するケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援を主に行う基幹的な機能を持つセンターを1か所設置する。

基幹型センターの設置に当たって、既存の名護市地域包括支援センターの業務整理を行い（地域型センターが担うべき業務を移管）、基幹型センターとして再編するものとする。

※参考

地域型センターとは

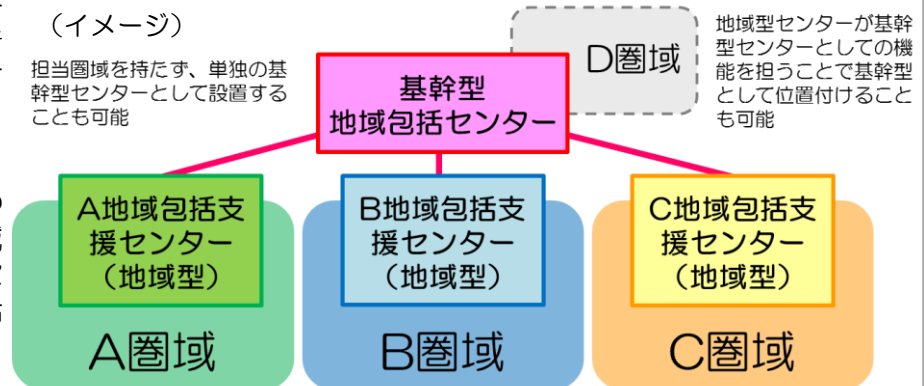
地域型センターとは、日常生活圏域単位のきめ細やかな取組を行うことを目的に、専門職（社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員）によるチームアプローチで、相談業務・各種事業の実施、関係機関とのネットワーク構築のためのコーディネート等を行うことによって、日常生活圏域内の高齢者やその家族、関連機関・事業所等を支援するセンターをいう。

基幹型センターとは

地域型包括支援センター間の総合調整や介護予防に関するケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援を実施するなど、センター間での基幹的な機能を持つ地域包括支援センターをいう。

（イメージ）

担当圏域を持たず、単独の基幹型センターとして設置することも可能



【圏域別センター一覧】 ※65歳以上人口は住民基本台帳（令和元年10月1日現在）より

圏域	センター名（仮称）	担当地域	65歳以上人口
名護地区 ※圏域の分割を行う。	名護地区第1地域包括支援センター	大北、大中、大西、大東、世富慶、数久田、名護	3,508人
	名護地区第2地域包括支援センター	為又、宮里、大南、港、城、東江、名護	3,593人
屋部地区	屋部地区地域包括支援センター	屋部、宇茂佐、宇茂佐の森、中山、旭川、勝山、山入端、安和	1,971人
羽地・屋我地地区	羽地・屋我地地区地域包括支援センター	源河、稲嶺、真喜屋、仲尾次、川上、田井等、親川、仲尾、振慶名、山田、伊差川、我部祖河、古我知、内原、呉我、饒平名、我部、運天原、済井出、屋我	3,226人
久志・三共地区	久志・三共地区地域包括支援センター	久志、豊原、辺野古、二見、大川、大浦、瀬嵩、汀間、三原、安部、嘉陽、底仁屋、天仁屋、喜瀬、幸喜、許田	1,571人

役割の明確化と連携強化

- ・センターが担うべき役割・業務を明確にした上で地域型・基幹型の各センターが着実に取り組むものとする。
- ・センター間で緊密な連携を図るための仕組みを構築する。

配置基準・業務量に応じた人員配置

センターに配置する人員について、包括的支援事業に従事する人員（「三職種」と呼ぶ）は、名護市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する条例（平成27年条例第7号）の規定による必要数を、その他の事業に従事する人員については、業務量に応じた人数を適切に配置するものとする。

効率的で効果的な運営

【地域型センター】

地域型センターが圏域内におけるきめ細やかな取組を継続させるためには、安定した経営基盤を有する者が不可欠であることを踏まえ、市内において介護老人施設等の比較的規模の大きな施設を運営する社会福祉法人又は医療法人に委託するものとする。

委託期間は、あけみお福祉プランの計画期間に合わせ3年間とし、外部の委員からなる運営会議（「名護市地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営会議」）による評価を毎年実施して適正な運営を担保する。

【基幹型センター】

地域型センターの後方支援のほか、地域型センターの活動過程における成果・課題等を市の老人福祉政策に反映させる仕組みの構築を目指すため、市直営により運営するものとする。

スケジュール（予定）

センター区分 (担当圏域)		センター名（仮称）	スケジュール	
			令和2年度	令和3年度
地域型 センター	名護地区※1	名護地区第1地域包括支援センター	開設準備	開設
		名護地区第2地域包括支援センター		開設
	屋部地区	屋部地区地域包括支援センター	開設	
	羽地・屋我地地区	羽地・屋我地地区地域包括支援センター	開設準備	開設
	久志・三共地区※2	久志地区地域包括支援センター	開設	
基幹型センター		名護市地域包括支援センター	開設	

※1 名護地区（15区）のうち喜瀬、幸喜、許田を除いた12区

※2 久志地区（13区）のほか、喜瀬、幸喜、許田を加える。